

悪質商法による消費者被害の例

モニター商法

自宅に業者が来訪し浄水器の紹介をされた。高かったので断ると「購入していただき、モニターをやらせてもらえればモニター料として月に1万円お支払いします」と言われたので、購入した。

モニターの内容は簡単なレポートを書き、月末に業者が取りに来てくれるものだった。

1か月目については確かに1万円振り込まれていたが、2か月目から振込みがなく、レポートもとりに来なかったので業者に連絡したところ、連絡がとれなくなっていた。